

群馬県立女子大学広報委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立女子大学に広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 文学部選出の教員 各学科 1人
- (2) 国際コミュニケーション学部選出の教員 2人
- (3) 総務企画係長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学長が委員の中から指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 大学が主体的に実施する広報に関する事項
- (2) 大学案内等の作成に関する事項
- (3) ホームページの管理及び運営に関する事項
- (4) オープンキャンパスに関する事項
- (5) 大学が主体的に実施する大学説明会に関する事項
- (6) その他委員会が必要と認める広報に関する事項

(外部委員の委嘱)

第7条 委員会は、本学の教職員以外の者を外部委員として委嘱することができる。

- 2 外部委員に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることが

できる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務企画係で処理する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。